



県章

# 滋賀県公報

令和2年(2020年)  
7月22日  
号外(2)  
水曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次 (※印は、県例規集に搭載するもの)

○ 規 則	
※滋賀県知事の職務を代理する副知事の順序に関する規則(人事課)	2
訓 令	
企業庁訓令	
病院事業庁訓令	
議会訓令	
○ 教育委員会教育長訓令	
人事委員会訓令	
監査委員訓令	
労働委員会訓令	
収用委員会訓令	
※滋賀県情報処理規程の一部改正(情報政策課)	2
訓 令	
企業庁訓令	
病院事業庁訓令	
議会訓令	
○ 教育委員会教育長訓令	
人事委員会訓令	
監査委員訓令	
労働委員会訓令	
警察本部訓令	
※滋賀県人権施策推進本部設置規程の一部改正(人権施策推進課)	3
※滋賀県男女共同参画・女性活躍推進本部設置規程の一部改正(女性活躍推進課)	4
訓 令	
企業庁訓令	
○ 病院事業庁訓令	
教育委員会教育長訓令	
警察本部訓令	
※滋賀県障害者雇用対策本部設置規程の一部改正(労働雇用政策課)	4
※滋賀県中小企業活性化推進本部設置規程の一部改正(中小企業支援課)	5
※しがCO <sub>2</sub> ネットゼロ推進本部設置規程の一部改正(温暖化対策課)	5
訓 令	
○ 企業庁訓令	
教育委員会教育長訓令	
※滋賀県琵琶湖保全再生推進本部設置規程の一部改正(琵琶湖保全再生課)	6
訓 令	
○ 教育委員会教育長訓令	
警察本部訓令	
※滋賀県薬物乱用対策推進本部設置規程の一部改正(薬務課)	6
○ 訓 令	
※滋賀県副知事の担任事務に関する規程(人事課)	6

○ 告 示

※滋賀県住民基本台帳ネットワークシステムの運用管理およびセキュリティ対策に関する要綱の一部改正(市町振興課) ..... 8

規 則

滋賀県知事の職務を代理する副知事の順序に関する規則をここに公布する。

令和2年7月22日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県規則第82号

滋賀県知事の職務を代理する副知事の順序に関する規則

地方自治法(昭和22年法律第67号)第152条第1項の規定により知事の職務を代理する副知事の順序は、次のとおりとする。

- 第1順位 副知事 西嶋栄治
- 第2順位 副知事 中條絵里

付 則

- 1 この規則は、令和2年8月1日から施行する。ただし、次項および付則第3項の規定は、同年7月23日から施行する。
- 2 滋賀県知事の職務を代理する副知事の順序に関する規則(平成30年滋賀県規則第47号)は、廃止する。
- 3 滋賀県消防団員等の特別ほう賞金に関する条例施行規則(昭和42年滋賀県規則第24号)の一部を次のように改正する。  
付則を付則第1項とし、付則に次の1項を加える。  
2 令和2年7月23日から同月31日までの間における第5条の規定の適用については、同条第3項中「知事公室を担任する副知事」とあるのは、「副知事」とする。

- 訓 令
- 企 業 庁 訓 令
- 病 院 事 業 庁 訓 令
- 議 会 訓 令
- 教 育 委 員 会 教 育 長 訓 令
- 人 事 委 員 会 訓 令
- 監 査 委 員 訓 令
- 労 働 委 員 会 訓 令
- 収 用 委 員 会 訓 令

- 滋賀県訓令第35号
- 滋賀県企業庁訓令第11号
- 滋賀県病院事業庁訓令第10号
- 滋賀県議会訓令第8号
- 滋賀県教育委員会教育長訓令第16号
- 滋賀県人事委員会訓令第9号
- 滋賀県監査委員訓令第6号
- 滋賀県労働委員会訓令第7号
- 滋賀県収用委員会訓令第2号

滋賀県情報処理規程(平成20年滋賀県訓令第2号、滋賀県企業庁訓令第1号、滋賀県病院事業庁訓令第1号、滋賀県議会訓令第1号、滋賀県教育委員会教育長訓令第5号、滋賀県人事委員会訓令第1号、滋賀県監査委員訓令第1号、滋賀県労働委員会訓令第1号、滋賀県収用委員会訓令第1号)の一部を次のように改正する。

令和2年7月22日

滋賀県知事 三日月 大 造  
滋賀県企業庁長 河 瀬 隆 雄

滋賀県病院事業庁長	宮	川	正	和
滋賀県議会議長	細	江	正	人
滋賀県教育委員会教育長	福	永	忠	克
滋賀県人事委員会委員長	桂			賢
滋賀県代表監査委員	藤	本	武	司
滋賀県労働委員会会長	吉	田	和	宏
滋賀県収用委員会会長	田	口	勝	之

第4条第1項中「平成30年滋賀県訓令第37号」を「令和2年滋賀県訓令第43号」に改める。

付則を付則第1項とし、付則に次の1項を加える。

- 2 令和2年7月23日から同月31日までの間における第4条の規定の適用については、同条第1項中「滋賀県副知事の担任事務に関する規程（平成30年滋賀県訓令第37号）第1条第3号アに掲げる事務を担当する副知事」とあるのは、「副知事」とする。

付 則

この訓令は、令和2年8月1日から施行する。ただし、付則を付則第1項とし、付則に1項を加える改正規定は、同年7月23日から施行する。

訓 令  
 企 業 庁 訓 令  
 病 院 事 業 庁 訓 令  
 議 会 訓 令  
 教 育 委 員 会 教 育 長 訓 令  
 人 事 委 員 会 訓 令  
 監 査 委 員 訓 令  
 労 働 委 員 会 訓 令  
 警 察 本 部 訓 令

滋賀県訓令第36号

滋賀県企業庁訓令第12号

滋賀県病院事業庁訓令第11号

滋賀県議会訓令第9号

滋賀県教育委員会教育長訓令第17号

滋賀県人事委員会訓令第10号

滋賀県監査委員訓令第7号

滋賀県労働委員会訓令第8号

滋賀県警察本部訓令第27号

滋賀県人権施策推進本部設置規程（平成18年滋賀県訓令第30号、滋賀県企業庁訓令第3号、滋賀県病院事業庁訓令第1号、滋賀県議会訓令第3号、滋賀県教育委員会教育長訓令第14号、滋賀県人事委員会訓令第2号、滋賀県監査委員訓令第2号、滋賀県労働委員会訓令第1号、滋賀県警察本部訓令第21号）の一部を次のように改正する。

令和2年7月22日

滋賀県知事	三	日	月	大	造
滋賀県企業庁長	河	瀬	隆	雄	
滋賀県病院事業庁長	宮	川	正	和	
滋賀県議会議長	細	江	正	人	
滋賀県教育委員会教育長	福	永	忠	克	
滋賀県人事委員会委員長	桂			賢	
滋賀県代表監査委員	藤	本	武	司	
滋賀県労働委員会会長	吉	田	和	宏	
滋賀県警察本部長	滝	澤	依	子	

付則を付則第1項とし、付則に次の1項を加える。

- 2 令和2年7月23日から同月31日までの間における第4条の規定の適用については、同条第2項中「県政の総括を

担任する副知事である副本部長がその」とあるのは、「その」とする。

付 則

この訓令は、令和2年7月23日から施行する。

- 滋賀県訓令第37号
- 滋賀県企業庁訓令第13号
- 滋賀県病院事業庁訓令第12号
- 滋賀県議会訓令第10号
- 滋賀県教育委員会教育長訓令第18号
- 滋賀県人事委員会訓令第11号
- 滋賀県監査委員訓令第8号
- 滋賀県労働委員会訓令第9号
- 滋賀県警察本部訓令第28号

滋賀県男女共同参画・女性活躍推進本部設置規程（平成18年滋賀県訓令第31号、滋賀県企業庁訓令第4号、滋賀県病院事業庁訓令第2号、滋賀県議会訓令第4号、滋賀県教育委員会教育長訓令第15号、滋賀県人事委員会訓令第3号、滋賀県監査委員訓令第3号、滋賀県労働委員会訓令第2号、滋賀県警察本部訓令第22号）の一部を次のように改正する。

令和2年7月22日

滋賀県知事	三	日	月	大	造
滋賀県企業庁長	河	瀬		隆	雄
滋賀県病院事業庁長	宮	川		正	和
滋賀県議会議長	細	江		正	人
滋賀県教育委員会教育長	福	永		忠	克
滋賀県人事委員会委員長	桂				賢
滋賀県代表監査委員	藤	本		武	司
滋賀県労働委員会会長	吉	田		和	宏
滋賀県警察本部長	滝	澤		依	子

付則を付則第1項とし、付則に次の1項を加える。

- 2 令和2年7月23日から同月31日までの間における第3条の規定の適用については、同条第2項中「商工観光労働部を担任する副知事」とあるのは、「副知事」とする。

付 則

この訓令は、令和2年7月23日から施行する。

訓 令  
 企 業 庁 訓 令  
 病 院 事 業 庁 訓 令  
 教 育 委 員 会 教 育 長 訓 令  
 警 察 本 部 訓 令

- 滋賀県訓令第38号
- 滋賀県企業庁訓令第14号
- 滋賀県病院事業庁訓令第13号
- 滋賀県教育委員会教育長訓令第19号
- 滋賀県警察本部訓令第29号

滋賀県障害者雇用対策本部設置規程（平成27年滋賀県訓令第3号、滋賀県企業庁訓令第3号、滋賀県病院事業庁訓令第3号、滋賀県教育委員会教育長訓令第3号、滋賀県警察本部訓令第15号）の一部を次のように改正する。

令和2年7月22日

滋賀県知事	三	日	月	大	造
滋賀県企業庁長	河	瀬		隆	雄
滋賀県病院事業庁長	宮	川		正	和

滋賀県教育委員会教育長 福 永 忠 克  
 滋賀県警察本部長 滝 澤 依 子

付則を付則第1項とし、付則に次の1項を加える。

- 2 令和2年7月23日から同月31日までの間における第4条の規定の適用については、同条第2項中「商工観光労働部を担任する副知事である副本部長がその」とあるのは、「その」とする。

付 則

この訓令は、令和2年7月23日から施行する。

滋賀県訓令第39号

滋賀県企業庁訓令第15号

滋賀県病院事業庁訓令第14号

滋賀県教育委員会教育長訓令第20号

滋賀県警察本部訓令第30号

滋賀県中小企業活性化推進本部設置規程(平成25年滋賀県訓令第3号、滋賀県企業庁訓令第3号、滋賀県病院事業庁訓令第3号、滋賀県教育委員会教育長訓令第4号、滋賀県警察本部訓令第9号)の一部を次のように改正する。

令和2年7月22日

滋賀県知事 三 日 月 大 造  
 滋賀県企業庁長 河 瀬 隆 雄  
 滋賀県病院事業庁長 宮 川 正 和  
 滋賀県教育委員会教育長 福 永 忠 克  
 滋賀県警察本部長 滝 澤 依 子

付則を付則第1項とし、付則に次の1項を加える。

- 2 令和2年7月23日から同月31日までの間における第4条の規定の適用については、同条第2項中「商工観光労働部を担任する副知事である副本部長がその」とあるのは、「その」とする。

付 則

この訓令は、令和2年7月23日から施行する。

滋賀県訓令第40号

滋賀県企業庁訓令第16号

滋賀県病院事業庁訓令第15号

滋賀県教育委員会教育長訓令第21号

滋賀県警察本部訓令第31号

しがCO<sub>2</sub>ネットゼロ推進本部設置規程(平成20年滋賀県訓令第46号、滋賀県企業庁訓令第8号、滋賀県病院事業庁訓令第7号、滋賀県教育委員会教育長訓令第18号、滋賀県警察本部訓令第19号)の一部を次のように改正する。

令和2年7月22日

滋賀県知事 三 日 月 大 造  
 滋賀県企業庁長 河 瀬 隆 雄  
 滋賀県病院事業庁長 宮 川 正 和  
 滋賀県教育委員会教育長 福 永 忠 克  
 滋賀県警察本部長 滝 澤 依 子

付則を付則第1項とし、付則に次の1項を加える。

- 2 令和2年7月23日から同月31日までの間における第5条の規定の適用については、同条第2項中「琵琶湖環境部を担任する副知事である副本部長がその」とあるのは、「その」とする。

付 則

この訓令は、令和2年7月23日から施行する。

訓 令  
企 業 庁 訓 令  
教 育 委 員 会 教 育 長 訓 令

滋賀県訓令第41号

滋賀県企業庁訓令第17号

滋賀県教育委員会教育長訓令第22号

滋賀県琵琶湖保全再生推進本部設置規程(平成27年滋賀県訓令第33号、滋賀県企業庁訓令第10号、滋賀県教育委員会教育長訓令第18号)の一部を次のように改正する。

令和2年7月22日

滋賀県知事 三日月 大 造  
滋賀県企業庁長 河 瀬 隆 雄  
滋賀県教育委員会教育長 福 永 忠 克

付則を付則第1項とし、付則に次の1項を加える。

- 2 令和2年7月23日から同月31日までの間における第4条の規定の適用については、同条第2項中「琵琶湖環境部を担任する副知事である副本部長がその」とあるのは、「その」とする。

付 則

この訓令は、令和2年7月23日から施行する。

訓 令  
教 育 委 員 会 教 育 長 訓 令  
警 察 本 部 訓 令

滋賀県訓令第42号

滋賀県教育委員会教育長訓令第23号

滋賀県警察本部訓令第32号

滋賀県薬物乱用対策推進本部設置規程(昭和57年滋賀県訓令第13号、滋賀県教育委員会教育長訓令第3号、滋賀県警察本部訓令第12号)の一部を次のように改正する。

令和2年7月22日

滋賀県知事 三日月 大 造  
滋賀県教育委員会教育長 福 永 忠 克  
滋賀県警察本部長 滝 澤 依 子

付則を付則第1項とし、付則に次の1項を加える。

- 2 令和2年7月23日から同月31日までの間における第3条の規定の適用については、同条第2項中「健康医療福祉部を担任する副知事」とあるのは、「副知事」とする。

付 則

この訓令は、令和2年7月23日から施行する。

訓 令

滋賀県訓令第43号

滋賀県副知事の担当事務に関する規程を次のように定める。

令和2年7月22日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県副知事の担当事務に関する規程

第1条 副知事の担当事務は、次のとおりとする。

- (1) 共管事務
ア 県政重要施策の決定および予算の編成に関すること。
イ その他知事が指定する事項に関すること。

## (2) 副知事西嶋栄治の担任する事務

- ア 県政の総括に関する事。
- イ 知事公室に関する事。
- ウ 総合企画部に関する事(国際課、県民活動生活課、情報政策課および統計課に関する事を除く。)
- エ 総務部に関する事。
- オ 文化スポーツ部に関する事。
- カ 琵琶湖環境部に関する事。
- キ 農政水産部に関する事。
- ク 土木交通部に関する事。
- ケ 会計管理局に関する事。
- コ 選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、労働委員会、公安委員会、収用委員会、琵琶湖海浜漁業調整委員会および内水面漁場管理委員会に係る連絡調整に関する事。

## (3) 副知事中條絵里の担任する事務

- ア 総合企画部に関する事(国際課、県民活動生活課、情報政策課および統計課に関する事に限る。)
- イ 健康医療福祉部に関する事。
- ウ 商工観光労働部に関する事。
- エ 企業庁に関する事。
- オ 病院事業庁に関する事。
- カ 教育委員会に係る連絡調整に関する事。

**第2条** 前条第2号および第3号の規定にかかわらず、重要な事項または異例に属する事項については、知事が指定する副知事の担任事務とする。

**第3条** 副知事のいずれかに事故があるときは、その担任事務は他の副知事が掌理する。

## 付 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和2年8月1日から施行する。ただし、次項から付則第5項(滋賀県土地問題協議会設置規程第4条第1項の改正規定を除く。)までおよび付則第6項から付則第8項までの規定は、同年7月23日から施行する。  
(滋賀県副知事の担任事務に関する規程の廃止)
- 2 滋賀県副知事の担任事務に関する規程(平成30年滋賀県訓令第37号)は、廃止する。  
(滋賀県庁非常警備規程の一部改正)
- 3 滋賀県庁非常警備規程(昭和27年滋賀県訓令第21号)の一部を次のように改正する。  
付則に次の1項を加える。  
3 令和2年7月23日から同月31日までの間における第4条の規定の適用については、同条第2項中「総務部を担当する副知事」とあるのは「副知事」と、同条第4項中「第2項の副知事以外の副知事」とあるのは「総務部長」と、同条第7項中「各部長」とあるのは「各部長(総務部長を除く。)」とし、同条第6項の規定は、適用しない。  
(滋賀県琵琶湖水政対策本部設置規程の一部改正)
- 4 滋賀県琵琶湖水政対策本部設置規程(昭和42年滋賀県訓令第9号)の一部を次のように改正する。  
付則を付則第1項とし、付則に次の1項を加える。  
2 令和2年7月23日から同月31日までの間における第3条の規定の適用については、同条第2項中「琵琶湖環境部を担当する副知事である副本部長がその」とあるのは、「その」とする。  
(滋賀県土地問題協議会設置規程の一部改正)
- 5 滋賀県土地問題協議会設置規程(昭和48年滋賀県訓令第7号)の一部を次のように改正する。  
第4条第1項中「平成30年滋賀県訓令第37号」を「令和2年滋賀県訓令第43号」に改める。  
付則を付則第1項とし、付則に次の1項を加える。  
2 令和2年7月23日から同月31日までの間における第4条の規定の適用については、同条第1項中「滋賀県副知事の担任事務に関する規程(平成30年滋賀県訓令第37号)第1条第3号アに掲げる事務を担当する副知事(以下「副知事」という。)」とあるのは、「副知事」とする。  
(滋賀県同和対策本部設置規程の一部改正)
- 6 滋賀県同和対策本部設置規程(昭和42年滋賀県訓令第3号)の一部を次のように改正する。  
付則を付則第1項とし、付則に次の1項を加える。

- 2 令和2年7月23日から同月31日までの間における第2条および第3条の規定の適用については、第2条第2項中「県政の総括を担任する副知事」とあるのは、「副知事」とし、同条第1項第2号および同条第3項ならびに第3条第3項の規定は、適用しない。

(滋賀県建設工事等契約審査委員会規程の一部改正)

- 7 滋賀県建設工事等契約審査委員会規程(昭和31年滋賀県訓令第28号)の一部を次のように改正する。  
付則に次の1項を加える。

- 3 令和2年7月23日から同月31日までの間における第5条の規定の適用については、同条第1項中「県政の総括を担任する副知事」とあるのは「副知事」と、同条第2項中「前項の副知事以外の副知事および土木交通部長」とあるのは「土木交通部長」と、同条第3項中「副知事である副会長」とあるのは「副会長」とし、同条第4項の規定は、適用しない。

(琵琶湖環境研究推進機構設置規程の一部改正)

- 8 琵琶湖環境研究推進機構設置規程(平成26年滋賀県訓令第25号)の一部を次のように改正する。

付則を付則第1項とし、付則に次の1項を加える。

- 2 令和2年7月23日から同月31日までの間における第3条の規定の適用については、同条第2項中「琵琶湖環境部を担任する副知事」とあるのは、「副知事」とする。

告

示

滋賀県告示第301号

滋賀県住民基本台帳ネットワークシステムの運用管理およびセキュリティ対策に関する要綱(平成14年滋賀県告示第364号)の一部を次のように改正する。

令和2年7月22日

滋賀県知事 三日月 大造

付則を付則第1項とし、付則に次の1項を加える。

- 2 令和2年7月23日から同月31日までの間における第7条の規定の適用については、同条第2項中「総務部を担任する副知事」とあるのは、「副知事」とする。

付 則

この告示は、令和2年7月23日から施行する。